別表第五

ライフル（バッフル式）射撃場

（注）　括弧内の数字は、公称口径二十二のへり打ちのライフル銃又は空気銃のみを使用する射撃場についてのものである。

区分	構造設備
［略］	射屋	一　射座を覆う射屋が設けてあること。 二　射屋の屋根は、射撃線から射撃方向に水平距離で少なくとも一メートルまでの部分を覆うようにできていること。 ［三・四　略］ 五　射屋の屋根が鉄板又はコンクリートでできているときは、射座に対し危険な跳弾を起こすおそれのある部分を厚さ十センチメートル以上（三センチメートル以上）の木材で覆つてあること。 六　［略］
	射撃線と標的の間	［略］	一　射座の両側からバックストップまでには、厚さ八十センチメートル以上（三十センチメートル以上）の土砂層又は厚さ十センチメートル以上（四センチメートル以上）のコンクリート壁（公称口径二十二のへり打ちのライフル銃又は空気銃のみを使用する射撃場にあつては、厚さ十五センチメートル以上の空洞コンクリートブロック（日本産業規格Ａ五四〇六、基本、Ｃ種ブロック）又は鉄筋コンクリート組立塀（日本産業規格Ａ五四〇九、板、一号）でできている側堤があること。 二　［略］ 三　射座からバックストップに最も近い位置にあるバッフルまでにある側堤は、各バッフルの上端を結ぶ線より五十センチメートルを超える高さのものであり、バックストップに最も近い位置にあるバッフルからバックストップまでの側堤は、そのバッフルの上端から五十センチメートルの高さの点とバックストップの上端とを直線で結んだ線の高さを超えるものであること。 四　射撃線から射撃方向に向かつておおむね三・六メートルまでの間における弾丸の上方への飛散を防止するために、別図一に示す要領により、第一バッフルが設けてあること。	側堤及びバッフル（バッフルは、射撃線に近いものから順次番号を冠して呼称する。）

別表第五

ライフル（バツフル式）射撃場

（注）　括弧内の数字は、公称口径二十二のへり打ちのライフル銃のみを使用する射撃場についてのものである。

区分	構造設備
［同上］	射屋	一　射座をおおう射屋が設けてあること。 二　射屋の屋根は、射撃線から射撃方向に水平距離で少なくとも一メートルまでの部分をおおうようにできていること。 ［三・四　同上］ 五　射屋の屋根が鉄板又はコンクリートでできているときは、射座に対し危険な跳弾を起こすおそれのある部分を厚さ十センチメートル以上（三センチメートル以上）の木材でおおつてあること。 六　［同上］
	射撃線と標的の間	［同上］	一　射座の両側からバツクストツプまでには、厚さ八十センチメートル以上（三十センチメートル以上）の土砂層又は厚さ十センチメートル以上（四センチメートル以上）のコンクリート壁（公称口径二十二のヘリ打ちのライフル銃のみを使用する射撃場にあつては、厚さ十五センチメートル以上の空洞コンクリートブロック（日本産業規格Ａ五四〇六、基本、Ｃ種ブロツク）又は鉄筋コンクリート組立へい（日本産業規格Ａ五四〇九、板、一号）でできている側堤があること。 二　［同上］ 三　射座からバツクストツプに最も近い位置にあるバツフルまでにある側堤は、各バツフルの上端を結ぶ線より五十センチメートルをこえる高さのものであり、バツクストツプに最も近い位置にあるバツフルからバツクストツプまでの側堤は、そのバツフルの上端から五十センチメートルの高さの点とバツクストツプの上端とを直線で結んだ線の高さをこえるものであること。 四　射撃線から射撃方向に向かつておおむね三・六メートルまでの間における弾丸の上方への飛散を防止するために、別図一に示す要領により、第一バツフルが設けてあること。	側堤及びバツフル（バツフルは、射撃線に近いものから順次番号を冠して呼称する。）